地域生物多様性増進法に基づく
自然共生サイトの認定について（令和７年第１回）

2025年９月

30by30

デコ活
くらしの中のエコろがけ

地域生物多様性増進法に基づく自然共生サイトの認定について（令和７年第１回）

環境省

■ネイチャーポジティブの実現に向け、**民間等による取組を促進**することが重要。

■環境省では、**民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域**を**「自然共生サイト」として認定**する仕組みを開始し、令和７年３月末時点で**328か所を認定**。

■**ネイチャーポジティブに向けた民間等の活動をさらに促進**するため、**「地域生物多様性増進法」が令和７年４月１日に施行**。自然共生サイト相当の**生物多様性が豊かな場所を維持**する活動に加え、管理放棄地等において**生物多様性を回復・創出する活動**も認定の対象に。

■この度、同法に基づき、主務大臣認定を**196か所の「増進活動実施計画」**（うち**維持タイプ192か所、回復タイプ２か所、創出タイプ２か所**）及び**５か所の「連携増進活動実施計画」**（うち**維持タイプ５か所**）について行うことを決定。

■令和６年度までに認定された328か所に今回認定分を加えて、**合計448か所を認定**。

＜生物多様性増進活動促進法の認定制度＞

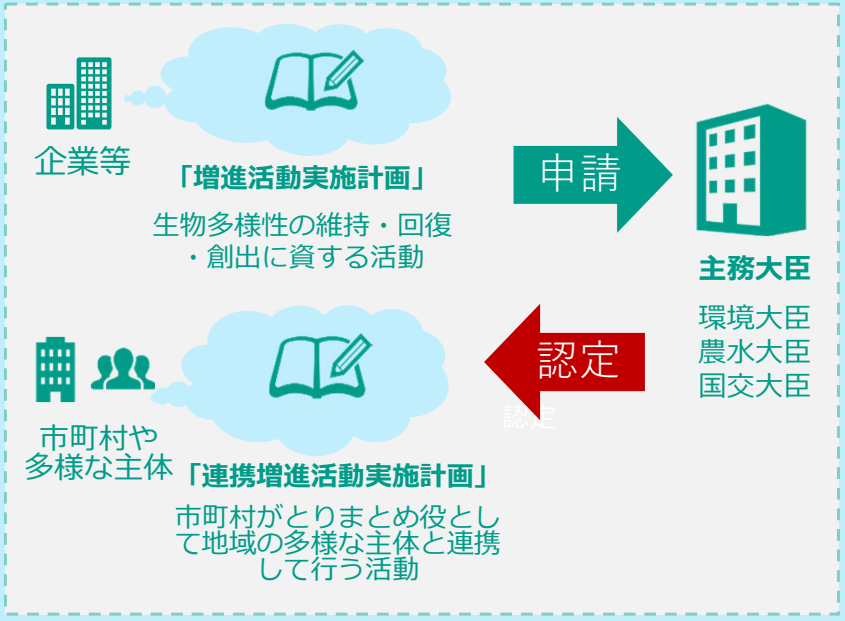

＜「自然共生サイト」の例＞

盛岡セイコー工業　わくわくの森・わくわくトープ（岩手県）

コウノトリ育む祥雲寺水田とビオトープ（兵庫県）

三井住友海上駿河台緑地（東京都）

日本製紙 鳳凰社有林（山梨県）

つくばこどもの森保育園（茨城県）

山川の海のゆりかご（鹿児島県）

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の概要（令和６年法律第18号、地域生物多様性増進法）

環境省

ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、**企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、**主務大臣による基本方針の策定、**当該活動に係る計画の認定制度の創設**、認定を受けた活動に係る**手続のワンストップ化・規制の特例等の措置等**を講ずる。

■ 背景

○　令和４年12月に**新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択。我が国も生物多様性国家戦略を改定**し、**2030年までの「ネイチャーポジティブ」※1の実現**と、このために**陸と海の30%以上を保全する「30by30」**の目標を掲げた。この達成には、国立公園等の保護地域の拡張に加え、**里地里山、企業緑地や都市の緑地等の身近な自然など、OECM※2の設定促進が必要。**

○　また、**企業経営においても**、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の流れもあいまって、**生物の多様性や自然資本の重要性が高まっている。**

※１自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる　　※２保護地域以外で生物の多様性の保全に資する地域

■ 主な措置事項

１．地域における生物の多様性の増進※のための活動の促進　※維持、回復又は創出

（１）増進活動実施計画等の認定制度の創設

①**企業等**が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する**「増進活動実施計画」を作成し、主務大臣が認定**（企業等は情報開示等に活用）。

②**市町村**がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を**「連携増進活動実施計画」**として主務大臣が認定。

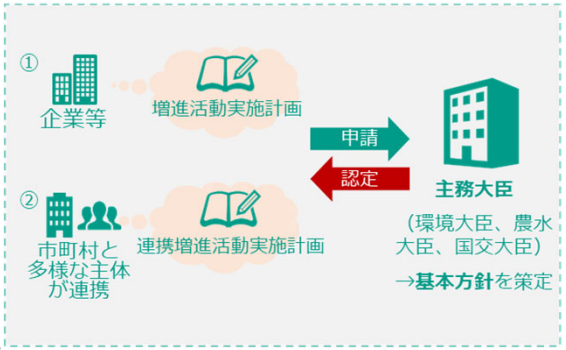

➢ ①又は②の認定を受けた者は、その活動内容に応じて、自然公園法・自然環境保全法・種の保存法・鳥獣保護管理法・外来生物法・森林法・都市緑地法における**手続のワンストップ化・簡素化といった特例**を受けることができる。

（２）生物多様性維持協定

➢ ②の認定を受けた市町村は、土地所有者等と**「生物多様性維持協定」**を締結することができ、**長期的・安定的に活動が実施**できる。

２．その他

（１）　(独法)環境再生保全機構法の一部改正（認定関連業務の一部や情報提供等を機構が実施 ）

（２）　生物多様性地域連携促進法の廃止

＜施行期日＞公布の日から起算して、１年を超えない範囲で政令で定める日

豊かな生物の多様性の確保、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現へ

「自然共生サイト」制度と「地域生物多様性増進法」制度との違い

（新法の経緯・趣旨等）

- 新法は、自然共生サイトと生物多様性地域連携促進法の２つを大きな土台として再構築したもの。
- 自然共生サイトは「場所」を認定する制度としていたが、より幅広い取組を柔軟に促進するため、新法では、「活動」を認定する制度とした。

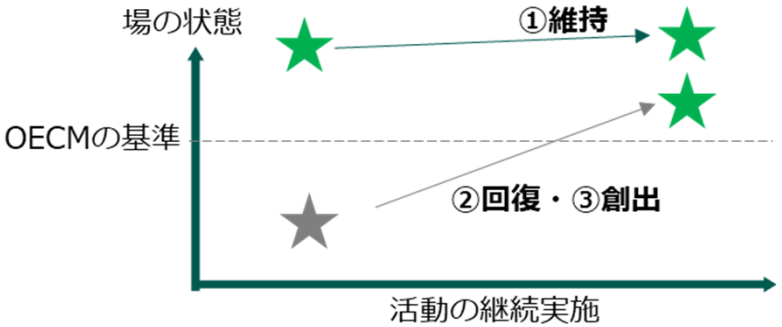

（新法のポイント）

- ①既に生物多様性が豊かな場所を**維持する活動**、②管理放棄地などにおける生物多様性を**回復する活動**、③開発跡地などにおける生物多様性を**創出する活動**を対象とした。
- ①については自然共生サイト相当の活動を想定しており、申請時点でOECMの基準を満たす生物多様性の価値を有する場所における活動となる。
- ②及び③については、活動計画の実施を通じて、将来的にOECMの基準を満たすような場所となるような取組を想定。

（自然共生サイトと新法の違い）

	自然共生サイト	地域生物多様性増進法
認定対象	民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域	特定の場所に紐付いた民間等による生物多様性を増進する活動実施計画（増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画）
認定範囲	現状で生物多様性が豊かな区域 （生物多様性の価値基準に合致する区域）	現状で豊かな生物多様性を維持する活動、生物多様性を回復・創出する活動
認定者	環境大臣	環境大臣・農林水産大臣・国土交通大臣
事務局	請負事業者	独立行政法人環境再生保全機構
OECM	認定した区域は、保護地域との重複を除きOECMとして登録。	既に生物多様性が豊かな場所で生物多様性を維持する活動として認定を受けた場合は、その活動場所を、保護地域との重複を除きOECMとして登録。 生物多様性を回復・創出する活動として認定を受けた場合は、認定後における回復・創出活動の継続の結果、生物多様性の状態が豊かになった時点（生物多様性の価値基準に合致する時点）でOECMとして登録。